

## 明治初期における東京の私塾

— 同人社を中心として —

関口直佑\*

### 1. はじめに

明治5年(1872)8月に学制が公布されて、我が国の近代教育制度は発足した。全国を8大学区、1大学区を32中学区、1中学を210小学区に分け、文部省が中心となりこれらを統括するという中央集権的学校制度である。しかしながら、それは中央政府樹立からの5年間、国民教育の不在を意味するものではない。この期間に我が国の教育を担ったものは、民間にある多数の私塾であった。また、学制の実施は必ずしも内容の伴ったものではなく、国民教育は未だ民間にある大小様々な私塾に依存しており、学制に散見する私塾<sup>(1)</sup>に関する規定はそれらを物語っている。

本稿では慶應義塾、攻玉社と並び、維新の三大義塾と称された同人社に焦点をあて、当時の私塾を取り巻く時代状況、その盛衰を探求することで近代教育史の一端を解明しようと試みるものである。加えて、同人社を創設し、福沢諭吉と共に明六社の双壁とされた中村敬字を取り上げ、彼の教育実践について考察することを目的とする。

### 2. 私塾の興隆

慶應3年(1867)10月14日、徳川慶喜が朝廷へ大政奉還の上表文を提出したことにより、15代265年続いた徳川政権はその歴史に終止符を打った。翌年の鳥羽伏見の戦いから、函館五稜郭における榎本武揚ら降伏までの戊辰戦争のおよそ2年間、統一政権の不在は国内秩序の混乱を招き、行政システムも麻痺していた。新政府発足後においても、中央官制の整備その他が機能するまでに数年を要し、それは教育制度においても同様であった。その後、明治4年(1871)に新設された文部省が、翌年に学制を公布して漸く教育行政が着手される。そうした時代の転換点において、学問の灯火を絶やさず、国民教育の空白を防いだものは、在野にある多くの私塾であった。明治6年末までに提出された開学願書は、東京府庁だけでも1885通にのぼる[神辺 1960:91]。

こうした中で、政府側の教育行政を継続させる試みは、学制公布以前においてもなされていた。明治元年6月29日、幕府の創立した昌平黉を復興し、生徒の入学を許可することとなる。その後、明治2年6月15日に昌平學校、開成所、

\*早稲田大学大学院社会科学部 博士後期課程1年(指導教員 鳥 善高)

医学所が統合され大学校となる。それは、旧政権からの遺産を引き継いでの出航であったが、その方針は皇学、漢学、洋学を加味した折衷的な教学を樹立しようとした点が特色であった。しかしながら、本来皇室中心の国体観を説く皇学と、漢学では立場が正反対であり、そこに新たに洋学派も加わり、衝突を繰り返しながら明治3年7月に閉校になっている [尾形 1963: 33]。

官立学校がこうした三学論争によって未だ正式な教育機関を設立できない一方で、東京における私塾は増加の一途をたどる。東京における私塾が隆盛をきわめたのは学制頒布以後であるが、それにもかかわらず、洋学塾は早くから熟し、とくに英学の機運は官学に先駆けていた [東京都 1959: 38]。学制頒布後の明治6年の「東京府下の学校生徒教員数」は以下のようになる [東京都 1959: 70]。

種別	校数	教員数	生徒数
公学	18	69	1069
私学	25	159	1586
洋学私学	23	114	2135
家塾	1123	1023	50595

「公学」とは官公を含むものと考えられるが、この統計には私塾が分離されていない。当時の経営様式、規模、教員免許の有無などから私塾の大部分は家塾に該当すると考えられていたのであろうか [東京都 1959: 71]。いずれにせよ、校数、生徒数において圧倒的に民間の教育機関のほうが勝っており、特に三大義塾と称された慶應義塾、攻玉社、同人社は群を抜いていた。翌明治7年の「文部省年報」には、これら3校を筆頭にした生徒数が記載されている [東京都 1959: 84]。

慶應義塾	526人	攻玉社	351人
同人社	253人	成義塾	180人
共立学校	162人	共励学校	155人
英学所	139人	共立学舎	84人
共懐義塾	75人	三叉学舎	58人

ここで同人社、及びその創立者である中村敬宇について簡単に触れておきたい。中村敬宇(1832-1891)は、安政2年、昌平坂学問所教授となり、慶応2年、幕府の遣英留学生取締として渡英する。維新後、静岡学問所一等教授時代に『西国立志編』を翻訳し、『学問のすすめ』を出した福沢と並ぶ新知識として注目される。その後、中村のもとに入門を願う者が多く、明治6年2月に家塾を邸内に設けて教育を行う。これが、東京における同人社の起源となる。福沢諭吉の慶應義塾や近藤真琴の攻玉社と並び称された同人社であったが、他の2校と異なり、その姿を現在に残すことは無かった。荻原隆氏が指摘するように、中村敬宇は堂々たる中央の学者であり、福沢諭吉とともに明六社の双壁をなしていたにもかかわらず、全集・著作集も刊行されておらず、先行研究も少なく「忘れられた思想家」の観がある [荻原 1990: 1]。また、同人社は英学私塾として紹介されることが多いが、漢学を排除した慶應義塾と異なり、漢学も重視している。こうした同人社の発展は、1880年に豪州で開催されたメルボルン博覧会へ教則類の提出を要請されていることから確認できる。史料からは同人社のほかに4校の名前が確認でき、これらは当時を代表する学校であると考えられる。

當府下慶応義塾、同人社、学農社及ヒ、三菱商船学校等之教則、御省より豪洲メルボルン博覧会へ

被差出候付、御送付可及旨、地学第百八十二号ヲ以、御依頼の旨、領承則左記之通、及御回送候、此段御回答候也〔東京都 1880〕

また、英学私塾である以上、外国人教師の招聘が考えられる。御雇外国人については、明治五年の「御雇外国人姓名給料・期限職務一覧」が省別に、同年「府県御雇外国人姓名一覧」〔東京都 1959: 248〕があり民間50人を含む120人の国籍、給料、期間、職務などがあきらかにされているが、純粋に民間の御雇外国人関係のみの名簿は確認できない。そのため、東京都公文書館に所蔵されている資料から、同人社で教鞭をとった外国人教師を確認することができる。

外国人教師雇入願

神奈川県横濱真砂町二丁目廿六番地土佐屋方  
米国人

給料一ヶ月参拾円 エドウィン ベーカー

明治十九年四月 三十二年五ヶ月

右之者英語學教師トシテ向五ヶ月間本社へ私費ヲ以テ雇入度候御差支無之候ハ、御許可相成度別紙履歷書相添此段奉願候也

東京府小石川區江戸川町十八番地

東京府士族

明治十九年四月廿日 同人社々

主 中村正直 印

東京府知事

高崎五六 殿

右出願ニ付奥印候也

小石川區長加藤治幹 印

履歷書

一 北亞米利加マサチユセツト州ウエストダ、ムニ生ル

一 ウエストダ、ム コルバン スクール并ニイリノイ州ノルマルユニバーシティーニ入り修業ス

一 イリノイ州モーチモール スクール并ニセンター スクールニ於テ三年間教授ニ従事ス

右之通相違無之候也

エドウィン ベーカー〔東京都 1886〕

こうした三大義塾の発展はその後も続き、文部省年報によれば明治12年におけるそれぞれの生徒数は慶應義塾422名、同人社315名、攻玉社316名となっている〔文部省 1879〕。このように明治初頭に興隆した東京の私塾であったが、その後は政府の政策により縮小の一途をたどる。その原因については最終項で述べるが、維新时期という時代の転換点にあって、近代的教育制度にスムーズに移行できたのは私塾の存在が無視できない。近代日本における教育は、これらの私塾が官学に先駆け、その役目を果たしたと考えることができるのである。

### 3. 漢学教育と教授法

官立学校が前述のような三学論争によって未だ正式な教育機関を設立できない一方、民間においても漢学の是非に関する論議は盛んに行われていた。周知の通り福沢諭吉は「古來漢學者に世帯持の上手なる者も少なく、和歌をよくして商売に巧者なる町人も希なり。(中略)されば今斯る實なき學問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり」と主張し、漢学を排斥する立場をとっていた〔福沢 1959: 30〕。これに対し中村は「今日、洋學生徒ノ森然トシテ頭角ヲ挺ンテ、全程萬里ト望ヲ属セラル、者ヲ觀ルニ、皆漢學ノ下地アル者ナリ、漢學ニ長シ詩文ヲモ能クスル者ハ、英學ニ於テモ亦非常ニ長進シ、英文ヲ能シ同儕ヲ壓倒セリ」として、漢学を修めるに際しても、漢学が不可欠であることを指摘している〔中村 1967: 325〕。また、漢学を軽視する者にしても「漢學ヲ無用也ト罵ル人ト雖トモ、其人幾分カ自ラ漢學ノ力ニ頼リテ罵ル事ノ勢力モ、出來タル也」として、今日の言論空間で活躍する者のほとん

どが「漢學ノ下地」を有することで、その活動を可能ならしめているとしている〔中村 1967: 311〕。こうした中村の漢学を重視する姿勢は同人社のカリキュラムにおいても反映されており、「開学願書」においても英学、算術、支那学（漢学）を教育の主軸にする旨が記されている〔東京都 1959: 216〕。これに加えその他の効果として、

漢學ハ、ソノ六ツカ敷ク且ツ数多ナル字ヲ覺ユルバカリニテ、腦髓ヲ勞ラカシ、得失相償ハズト、西洋人が往々言フ事ナレドモ、日本人ハ、英學ヲ爲スニ、洋人ノ小兒自然ニ語學ガ出來ルトハ違ヒ、一語ツハ、ソノ字綴リヲ覺ヘ、一語ヅハ、ソノ音ヲ覺ヘザルベカラズ、矢張腦髓ヲ使ハザレバ出來ヌ事ナリ

と述べ、英語においても漢字同様に綴りと音を記憶するのは避けられないことであり、「決シテ易事ニ非ルナリ」としている〔中村 1967: 325〕。そして漢学習得のノウハウが英語にも応用でき、そこで生じる「腦髓ヲ勞ラカ」す過程が英語習得にも効果を発揮すると解することができる。福沢らの主張する「功利主義」的学問選択は、即時性においては力を発揮するけれども、長期的視野において力を伸ばすことは困難であり、かえって非効率であると中村が考えていたと推測できる。

そして、その中村の教授法であるが、実際の中村の教育方法においても、それは他の漢学教師とは異なっていた。三宅雪嶺によれば、中村は字義を一々講ずるようなことはせず、「詩経が作られた時代に溯って稽へて見ねば本統の解釈が出来ぬといふのであり」、「成るべく其の当時に生存し居るようにして真の意義を理解せんと務め」たという〔三宅 1907: 48-49〕。また、

高田早苗も漢学の教授ぶりを次のように述べている。

さて此の先生の教授ぶりといふものは一種特別のもので、啓発主義とでもいふべきものか、或は読書百遍意自ら通ずる主義とでもいふべきか、頭から書物の講釈はせずに、唯学生をして素読させるだけであつた。特に詩経を教へた時などは、詩経の詩の味といふものは支那音で読まないといふと出来ぬと言われ、先生自ら支那音でチンブンカンと読んで聞かされ、一言半句も説明せずにそれで終ひという事であつた〔高田 1927: 39〕。

こうした中村の教授ぶりからは、マイケル・ポラニーの主張する「暗黙的」な知の獲得を思い起こさせる。ポラニーは『暗黙知の次元』の中でこのことを以下のように説明している。

際限なく明晰さをもとめることは、我々が複雑な対象を理解することにたいして妨げになる、ということが理解される。もし包括的存在の諸細目をこまかにしらべるならば、意味は消失し、包括的観念は破壊される。(中略)文章の細部にこだわりすぎることは、鑑賞をさまたげることにもなるが、しかしまた、はるかに深く理解するための手がかりがそれによって得られることもある。(中略)しかし、細部を明確にすることによってそこなわれたものを、完全にとりもどすことは不可能であろう。歴史、文学、哲学などの問題は、細部にこだわると曖昧になり、とりかえしがつかなくなるかもしれない。(中略)明示的な統合は暗黙的な統合にとってかわることができない。(中略)踏韻や韻律学の規則は、それらを私がまったく知らなかったときに詩が私に語りかけてくれたものを、けっしてあたえることはできない〔ポラニー 1985: 36-38〕。

「明示的」な知識の統合は近代学問の方法において支配的である。デカルトは「事物の認識に至るための真の方法」として、「わたしが検

討する難問の一つ一つを、できるだけ多くの、しかも問題をよりよく解くために必要なだけの小部分に分割すること」、「そして最後は、すべての場合に、完全な枚挙と全体にわたる見直しをして、なにも見落とさなかったと確信すること」と述べ、「明晰さ」を追求することが「どんなに遠く離れたものにも結局は到達できるし、どんなに隠れたものでも発見できる」と主張している〔デカルト 1999: 27-29〕。我が国の近代化初段階における「知」の課題は教授する学問だけでなく、その方法論においても確固とした指針は示されていなかった。「理想主義者」である中村の漢学観や「暗黙知」を重視する「知」への姿勢は、デカルト的な「知」の獲得に取って代わられていった。その後、我が国が外圧に屈せず、独立国としての威信を保った歴史を振り返るならば、結果的に誤りでなかったかもしれない。しかしながら、上記に続いてポラニーは「暗黙的な思考はすべての知識の不可欠の部分を作っている、ということを考えるならば、知識の個人的な要素をすべて除去するという理想は、実際にはすべての知識の破壊をめざしていることになる。」と述べている〔ポラニー 1985: 38〕。近代国家として国民の統合をめざすことが政府の目的であったとすれば、「知識の個人的な要素」は不要であるかもしれない。しかし、時代の趨勢に左右されず、純粋に学問を追求するのであれば、そこに私塾の存在意義があり、また中村敬宇が描いた理想の「知」の姿があったのではないだろうか。

#### 4. 公費廃止と徴兵制

江戸や京都などの都市へ、地方の藩から公費生を送る習慣は江戸時代からあり、それは明治

初頭まで続いた。藩の財政でまかなわれていた学生の学費や生活費は政府が制度化し、学生の教育は維持されることとなる。しかしながら、明治4年7月の廃藩置県によって、藩からの支援によって遊学していた学生は経済的基盤を失ったのである。これらの学生の処遇について文部省は、一時的に学生の身分を保障し、官学、私塾を問わず公費を支給する処置をとった。

しかし、こうした政府の政策は早くも明治5年に転換点を迎えることとなる。明治5年3月に通達された文部省布達第六号は、公費生を多く抱える私塾にとって大きな打撃となった〔東京都 1959: 40〕。こうした私塾生への公費支給廃止については強い反対があり、福沢諭吉や共立学舎の尺振八からの建言書が提出されている〔東京都 1959: 41-44〕。

こうした状況下において、明治5年8月に学制が公布され、公費の支給が条件付で認められることとなる。学制第52章によると、「生徒ノ内學業鋭敏後來大成スヘキ目的アレトモ、學資ヲ納ル事能ハス、及其衣食ヲ給スル事能ハサルモノニハ費用ヲ給貸スル事アルヘシ、但成業ノ後年割ヲ以テ之ヲ償フトモ、或ハ官ニ奉事シテ使役ヲ受ル」として一部の生徒に対しては支給の道が確保された〔教育史編纂會 1938: 290〕。このように公費生の道が徐々に狭められ、家禄奉還等により士族の生計が激変し、その子弟の入学が減少する結果となった。その一方で、入塾者の数を一定数確保できたのは、民衆の生活に余裕が生じてきたからのものである。明治16年版の「慶應義塾記事」には、士族と平民の割合の変化が、細かくしるされており、「一私塾の盛衰、以て天下全面の形勢をトす可きに非ざるも、自から其一斑を窺ふ可きものなるが如

し]としている[慶應義塾 1969: 100]。このような公費廃止は、私塾にとり大きな得げであったがどうか克服することができた。しかし、次なる徴兵令は私塾の存在にとって死活問題となつてゆくこととなる。

徴兵令は明治6年に制定され、12、16、22年に改正がなされ、22年の改正は昭和2年の兵役法の制定までの38年間、殆ど改正されずに実施された。明治6年発足当初では、「常備兵免役概則」第五條において「文部工部開拓其他ノ公塾ニ學ヒタル専門生徒、及ヒ洋行修行ノ者、竝ニ醫術馬醫術ヲ學フ者但教官ノ證書竝ニ何等科目ノ免状アル者(科目ノ等未定)」とあり、私学校生徒は免役対象になっていなかった[松下 1943: 143]。しかし、明治7年に陸軍卿山縣有朋が配布した「徴兵令参考」の第二十條においては、第五條を広義に解釈し「私学タリトモ政府許可ノ教員及ヒ私雇外國人ニ隨學ノ者」として公立学校のみならずにして公立学校卒業相当の者は免役の旨を明らかにしている[松下 1943: 322]。これに関連して、同人社からも東京府に対して政府の許可を申し出た史料が確認できる。

當私塾ハ、官立學校ノ體裁ニ模擬シ、年来英學教授罷在、學則ハ級内級外ノ二課ニ分テ、毎期末ノ試業ヲ以テ等級相定メ、三ヶ年内至四ヶ年ヲ経テ、級内第三等ニ登ルベキ仕組ニ御座候、右之次第ニ付、徴兵令参考第二十條ニ照シ候得ハ、當塾級内第三等ノ生徒ハ、官ノ外國語學校三ヶ年間ノ教授ヲ卒業シタル生徒ニ相當リ候者ト、奉存候ニ依リ、爾後級内三等以上ノ證書ヲ所持致ス者ヘハ、右ノ廉ヲ以テ、兵役御免被成下候様偏ニ奉希候、即ハチ別紙學則一冊相添此段奉伺候也

第四大區三小區

小石川江戸川町十七番地

私学同人社長

静岡縣士族

明治十年二月三日 中邨正直 印

東京府知事楠本正隆殿 [東京都 1883]

これを受け東京府知事の楠本正隆より文部大輔田中不二磨への伺い書、及び回答が以下の史料である。

第二千五百八十八号

府下寄留静岡縣士族中村正直儀開業致居候英学授業上生徒ヲ級内外ニ區別シ、取扱来り候處右級内第三級之者ハ、官ノ外國語學校三ヶ年間之教授ヲ卒業ノ者ニ相當ト被存候間、徴兵免役可相成哉云々、同社規則書相添へ客歲四月陸軍省第六十六號達徴兵令参考第二十條ニ照準シ出願候處、徴兵免役之儀者陸軍省へ相伺候答ニ候得共、英語學校教科之儀ハ會テ御達モ之無儀ニ付、比較難相立候間右中村正直生徒三等之者ハ御省英語學校生徒ノ何級ニ相當可致哉、分明御指令有之度此段相伺候也

明治十年二月八日

東京府知事楠本正隆

文部大輔田中不二磨殿

(以下回答部)

何之趣即今比較方法取調中ニ付追テ何分之指令可及候条其旨可相心得候事

明治十年二月十八日 [東京都 1883]

このように「比較方法取調中ニ付」とあり、一時的に保留扱いとなつたが、その後の政府からの答申は確認出来ない。

そして、明治12年に徴兵令は大改正が実施される。その理由としては、免役条件が多く国民皆兵主義の徹底に至らなかつたためであるとしている[松下 1943: 474]。そのため、その影響は私学にも及ぶこととなる。「第四章 除免役及ヒ徴集猶予」には官公立の生徒、及び卒業生の規定のみが記されており、私学校に関する記

載はない。官公立のみの優遇は、つづく16年の改正においても同様であった。こうした状況に対し中村も徴兵猶予の資格をえるために明治17年に文部卿大木喬任に陳情書を提出している。

一書拝呈仕候、不同之氣候、益御起居佳祥奉拝賀候、陳者過日徴兵令之義、何分可私学迄の保護の恩典を蒙り度、願意紙面を以て呈上仕候、其後御玄關迄罷出候事、有之折節、御病氣ニ被為在、拝願も不仕、其後小生持病の下血ルて、医者之言ル從ヒ熱海へ入浴致申候、其後風邪ルて、只今も藤上ル臥り居り候次第第二御座候、何連快氣次第、參堂仕り可奉得御意候得共、先者前文之事情申上度、如斯御座候也

早々頓首

三月十八日

中村正直

大木文部卿殿 [大木:278]

また、入学者の減少に対応するため「明治十八年十二月廿二日同人社親睦會ノ時枕橋八百松櫻ニ於テ演説」では、「近ゴロ我が同人社ニ於テ官立學校受験豫備校ヲ設ケ」という記述もあり、同人社も官立學校へ入学するための予備校としての色合いを濃くしていった [中村 1888:86]。経営状況においては、中村の印税のみで支えられていたこともあり、明治19年においてもその状態は変わらなかったようで、元老院では、「學校ノ一事ハ本官モ夙ニ苦心セシ所ナリ、元來公立學校ハ寄附金ヲ有スルモ私立學校ハ之ヲ有セス、故ニ私立學校ノ經濟ヲ維持スルハ甚タ難事ナリトス」と発言している [元老院 1981:2175]。同様に福沢も明治17年に東京府知事に対して免役の願書を差し出しているが、政府の顧みるところとはならず、慶應義塾も徴兵に関する特典を失うところとなった [慶應義塾 1969:203-207]。

その後、私学側からの猛烈な反対があったためか、もしくは徴兵制度が一定の効果をあげたためであろうか、政府はようやく私立学校に対する特典を認める動きが始まる。その特典を与える学校選定の調査が明治19年に実施され、それは最終的に文部省訓令第五號により条件付で選定が開始されることとなる [東京都 1887]。そして、この訓令に基づき、調査対象校の中から6校が選定される。

明治二十年四月五日 属大東□□

文部省訓令第五号ニ関シ私立学校調査之件

左ニ記載スル私立東京専門学校他六校ハ文部省訓令第五号(徴兵令ニ関スル特典ノ件)ニ該當スル事項モ有之様被考候条校主共一應本課へ召喚之上篤ト取調申度此段相伺候也

東京専門学校

慶應義塾

攻玉社

東京英和学校

東洋英和学校

済生学校

同人社

追テ召喚状之義ハ先例ニヨリ本課ヨリ直ニ各様宛ニ發スルモノトス [東京都 1887]

最終的に徴兵令は明治22年に最後の改正がなされ、そこでは官公立と私学の差別は解消されている。しかし、それまで徴兵猶予の特典を得られなかったことと、度重なる私塾への統制により、同人社はもはや昔日の面影をとどめることはできなかった。閉校となった具体的な期日は確認できていないが、同人社が発行していた『同人社文学雑誌』が明治16年に廃刊になっているため、このころから衰運に向かったと考えられる [高橋 1966:206]。私塾の塾主は、学問の実力に加えて経営の才も要求される。両者を

兼ね備えた慶應義塾と比較すると、そのことが一層明確になる。明治初年に創立された東京の私塾は大半が姿を消し、今日残るものは慶應義塾、攻玉社、共立学校（開成中学・高等学校）、A六番女学校（女子学院）、東京専門学校（早稲田）などの数校のみである。明治初期をもって私塾は、政権移行期における民間教育機関として役割を終え、それは近代私立学校へと受け継がれていったのである。

〔投稿受理日2008.5.24／掲載決定日2008.6.16〕

#### 注

- (1) 民間の教育機関を指す言葉として私塾、家塾、私立学校、私学があげられるが、本稿では官公立に対する呼称として私塾を用いることとする。

#### 参考文献

- 神辺靖光 1960『明治初期東京の私塾 創立者を中心として』  
尾形裕泰 1963『学制実施経緯の研究』  
東京都. 1959.『東京の英学』  
荻原 隆 1990『中村敬字研究』早稲田大学出版部  
東京都. 1880.『往復書類』611.B6.07  
東京都. 1886.『普通第二種・願何届録・第四種・私立専門各種学校長教員書類』615.C5.06  
文部省. 1879.『文部省年報』  
福沢諭吉. 1959.『福沢諭吉全集第三巻』.  
中村敬字. 1967.『明治啓蒙思想集3』筑摩書房.  
三宅雄次郎. 1907.「故文学博士中村敬字君に就て」  
『帝国六大教育家』博文館.  
高田早苗. 1927.『半峰昔ばなし』早稲田大学出版部  
マイケル・ボラニー. 1985.『暗黙知の次元』紀伊国  
屋書店  
デカルト. 1999.『方法序説』岩波文庫.  
教育史編纂會. 1938.『明治以降教育制度發達史』1  
巻  
慶應義塾 1969.『慶應義塾七十五年史』  
松下芳男. 1943.『徴兵令制定史』内外書房.  
東京都. 1883.『徴兵諸規則』613.A4.04  
松下芳男. 1943.『徴兵令制定史』内外書房.  
憲政資料室「大木文書書簡278」

- 中村敬字. 1888.「明治十八年十二月廿二日同人社親  
陸會ノ時演説」『水平讓編輯敬字中村先生演説集』  
秀英舎  
元老院 1981.『元老院會議筆記 第二十五卷』元老  
院會議筆記刊行会.  
東京都公文書館. 1887.『特別認可学校書類』616.  
B5.07  
高橋昌郎 1966『中村敬字』吉川弘文館